

後期高齢者の歯科健康診査 (口のフレイル健診) について

後期高齢者医療制度では、高齢者の身体機能の低下(フレイル)につながる口腔機能の低下や肺炎等の病気を予防するため、後期高齢者歯科健康診査(口のフレイル健診)を行っています。※通常の歯周病等検査に、しゃべる・飲み込む等の検査を追加しています。

「固いものが食べにくくなった」「飲み物でむせることがある」などの状態を放置すると、フレイルや誤嚥(ごえん)からの肺炎など危険な状態になることがあります。元気で充実した生活を過ごすためにも、ぜひ受診しましょう。



【対象者】**鳥取県内にお住まいの鳥取県後期高齢者医療制度の被保険者の方**

ただし、医療機関又は介護施設等に入院(入所)している方は除きます。

【健診内容】①問診 ②口腔内診査(歯の状態・咬み合せの状態・口腔清掃状態)

③咀嚼機能評価(噛む力) ※検査用のグミを30回噛んで吐き出してチェックします

④舌機能評価(舌の動き) ※「パ」や「カ」を5秒間に何回言えるかチェックします

⑤嚥下機能評価(飲み込む力) ※30秒間でつばを何回飲み込めるかチェックします

【受診費用】**無料**

【受診場所】**鳥取県内の歯科医院**

(※受診可能な歯科医院の一覧表は、受診券と一緒に送付します。)

【受診方法】

- ① 歯科健診を希望の方はお住まいの市町村役場(後期高齢者医療保険担当窓口)又は広域連合までお申し込みください。(電話可 ☎0858-32-1095)
- ② 広域連合から『受診券』が届きます。
- ③ 同封された「受診可能な歯科医院の一覧表」の中から、ご自分で健診実施歯科医院にご予約ください。〈ご予約の際は、「後期高齢者の歯科健診の予約」とお伝えください。〉
- ④ 予約された日に、保険証(資格確認書)、送られた受診券を持って受診してください。

【受診期間】**令和7年6月2日(月)～令和8年1月31日(土)**

【その他注意事項】

- 歯科健診は、同じ年度内に1回のみです。
- 歯科健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料(保険診療)となりますので、十分な説明を受け、ご承諾の上で治療を受けてください。
- 健診結果は、市町村が行う保健指導事業、介護予防事業及び疾病予防事業に活用しますのでご了承ください。



お申込み・お問い合わせ先

鳥取県後期高齢者医療広域連合 : 電話0858-32-1095

米子市フレイル対策推進課 : 電話0859-23-5458